

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	高齢者の医療の確保に関する事務 評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐渡市は、高齢者の医療の確保に関する法律関係事務における特定個人情報保護ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

新潟県佐渡市長

## 公表日

令和3年11月26日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高齢者の医療の確保に関する法律関係事務
②事務の概要	・被保険者に係る申請書等の受理 ・被保険者証の又は認定証の申請等の受理 ・医療給付に係る申請書等の受理 ・保険料の賦課及び徴収に関する事務 ・一部負担金及び保険料の減額及び免除等に関する事務
③システムの名称	・総合行政システム ・後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下、「標準システム」という。) ※標準システムは、新潟県後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」という。)に設置される標準システムサーバー群と、これを広域連合内で使用するための広域端末、構成市町村に設置される窓口端末で構成される。
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳ファイル、賦課台帳ファイル、収納台帳ファイル、口座情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の59の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第46条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 1. 番号法 ・第19条第8号 ・別表第二の1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、82、83、87、93、106及び120の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第1条、第2条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条及び第59条の3 (別表第二における情報照会の根拠) 3. 番号法 ・第19条第8号 ・別表第二の80、81、82及び83の項 4. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第43条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民生活課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	佐渡市市民生活課 新潟県佐渡市千種232番地 0259-63-5112
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	佐渡市市民生活課 新潟県佐渡市千種232番地 0259-63-5112

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っていない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	課長 村川 一博	課長	事後	人事異動による
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ① 実施の有無	実施する	実施しない	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	番号法律第19条7号別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 83の項 (別表第2における情報照会の根拠) 82の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令 未定	—	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	佐渡市市民生活課 新潟県佐渡市千種232番地 0259-63-3111	佐渡市市民生活課 新潟県佐渡市千種232番地 0259-63-5112	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	佐渡市市民生活課 新潟県佐渡市千種232番地 0259-63-3111	佐渡市市民生活課 新潟県佐渡市千種232番地 0259-63-5112	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	平成27年3月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の係数か	平成27年3月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	—	新規追加	事後	様式変更による
令和3年11月26日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	総合行政システム	・総合行政システム ・後期高齢者医療広域連合電算処理システム (以下、「標準システム」という。) ※標準システムは、新潟県後期高齢者医療広域連合(以下、「広域連合」という。)に設置される標準システムサーバー群と、これを広域連合内で使用するための広域端末、構成市町村に設置される窓口端末で構成される。	事後	再評価に伴い見直しを行ったもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月26日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施しない	実施する	事後	再評価に伴い見直しを行ったもの
令和3年11月26日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	(別表第二における情報提供の根拠) 1.番号法 ・第19条第8号 ・別表第二の1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、82、83、87、93、106及び120の項  2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第1条、第2条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第53条及び第59条の3  (別表第二における情報照会の根拠) 3.番号法 ・第19条第8号 ・別表第二の80、81、82及び83の項  4.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・第43条	事後	再評価に伴い見直しを行ったもの
令和3年11月26日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	再評価に伴い最新の値を確認したため
令和3年11月26日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和3年10月1日 時点	事後	再評価に伴い最新の値を確認したため